

意見書

東 経 企 営 第 1 0 - 8 1 号
平 成 2 2 年 8 月 3 0 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 1 6 3 - 8 0 1 9

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

(ふりがな) ひがしにつぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 え べ つとむ 江部 努

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情審通第49号で公告された
「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申（案）
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

「長期増分費用方式に基づく接続料の
平成２３年度以降の算定の在り方について」の答申（案）
に対する意見提出について

平成２２年８月３０日
東日本電信電話株式会社

2. 現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱い

ア. 現行の接続料算定方式について 及び ウ.平成23年度以降の接続料算定方式の扱いについて

答申（案）においては、平成23年度以降の算定方式として改良モデルを適用することが適当であるとされております。

しかしながら、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、固定電話サービスにおいては、既に高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にないとともに、市場規模の縮小によりスケールメリットが効かない状況となっており、事業法第33条第5項で規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新しく構成する」といった長期増分費用方式の前提は、既に現実の事業環境にそぐわないものとなっています。

更に、長期増分費用モデルは需要の減少に対して即応できる設備構成に瞬時に置き換える前提となっているため、需要減に比例してコスト縮減が図れるのに対し、実際には需要減に応じて、例えば交換機の台数を減らしてコストを削減することはできず、NTT東西が可能な限り効率化の努力をしたとしても、長期増分費用モデルが現行の仕組みとなっている限りは必要となるコストの回収ができなくなるため、固定電話網の安定的な設備提供に支障をきたすことが懸念されます。

従って、長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用方式（実績原価）に見直す必要があると考えます。

イ. 提案された新たな算定方式 について

今回、他事業者から提案されたPSTNとIP網を合算して算定する新たな方式については、答申（案）において、これらの提案等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、環境の変化を考慮しつつ、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えられる、とされております。

しかしながら、IP網は他事業者との競争下で構築され、現に熾烈なサービス競争を展開していることから、ボトルネック性はなくPSTNと同じ規制の枠組みの中で検討されるべきものではないと考えます。

仮にこうした点を捨象し、IP網との合算により接続料を算定することを検討する場合、実際の接続に要したコストを回収する仕組みである実際費用方式（実績原価）を適用することを前提に算定することは可能性としてあり得るものと考えます。

ただし、検討にあたっては、加入電話とIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえて、算定対象とする設備やコストの範囲等について慎重に検討していく必要があると考えます。

第2章 NTSコストの扱い	2. 平成23年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い	NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、平成19年度に、利用者料金（ユニバーサルサービス料）の抑制を図る観点からユニバーサルサービス基金制度を見直したことに伴い、接続料の原価に算入するとしたものであり、今後、ユニバーサル基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ないものと考えており、答申（案）において、当該コストを引き続き接続料の原価に算入することとしたことに賛同いたします。
第3章 接続料に用いる入力値の扱い	2. 平成23年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い	ア. 接続料算定に用いる通信量の扱い について 答申（案）においては、予測通信量の信頼性の観点から、引き続き、前年度下期と当該年度上期を通年化した通信量（8か月先予測）を採用することが適当とされておりますが、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、接続料金については、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するものであり、接続料の算定に用いる通信量についても、以下の理由から、適用年度を予測した通信量（14か月先予測）を用いることが適当と考えます。 ① 過去の実績を検証してみると、適用年度を予測した通信量（14か月先予測）が、適用年度の実績通信量との乖離が最も小さいこと。 ② 将来原価方式等、長期増分費用方式以外の接続料算定においては、適用年度の予測通信量が用いられていること。
第4章 接続料における東西格差	2. 平成23年度以降の接続料における東西格差の扱い	従来、固定電話の市内通話については、ユニバーサルサービスとして位置づけられ、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、並びに、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところです。 今回の答申（案）においては、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一料金を採用することが適当であるとされておりますが、これは、利用者料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請等に大きな環境の変化があるとは認められないことから、これまでと同様、東西均一接続料を採用することとしたものと認識しております。

第5章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間		今回、答申（案）で、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を、モデルを取り巻く環境変化についてもかんがみ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当とされているところです。 当社としては、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、実際費用方式（実績原価）を適用すべきと考えますが、仮に長期増分費用モデルを適用とした場合の改良モデルの適用期間については、 ・ 事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、算定方法の頻繁な変更は好ましくないこと ・ 今回のモデルに代わる新たなモデルを構築する場合には、相当の期間・稼動を要すること から、従来どおり、複数年度の適用が適当と考えます。 また、適用期間内にユニバーサルサービス基金制度の見直し等により長期増分費用モデルの適用方法を見直す必要が生じた場合には、前回モデルにおける答申『適用期間は平成22年度までの3年間とすることが適当。ただし、適用期間内に新モデルが機能しなくなるおそれが明確な状況になった場合は、平成22年度を待たずに、接続料算定の在り方について検討を開始し、速やかに所要の制度整備を図ることが適当』と同様とすることで、適宜対応は可能となると考えます。
-----------------------------------	--	--